

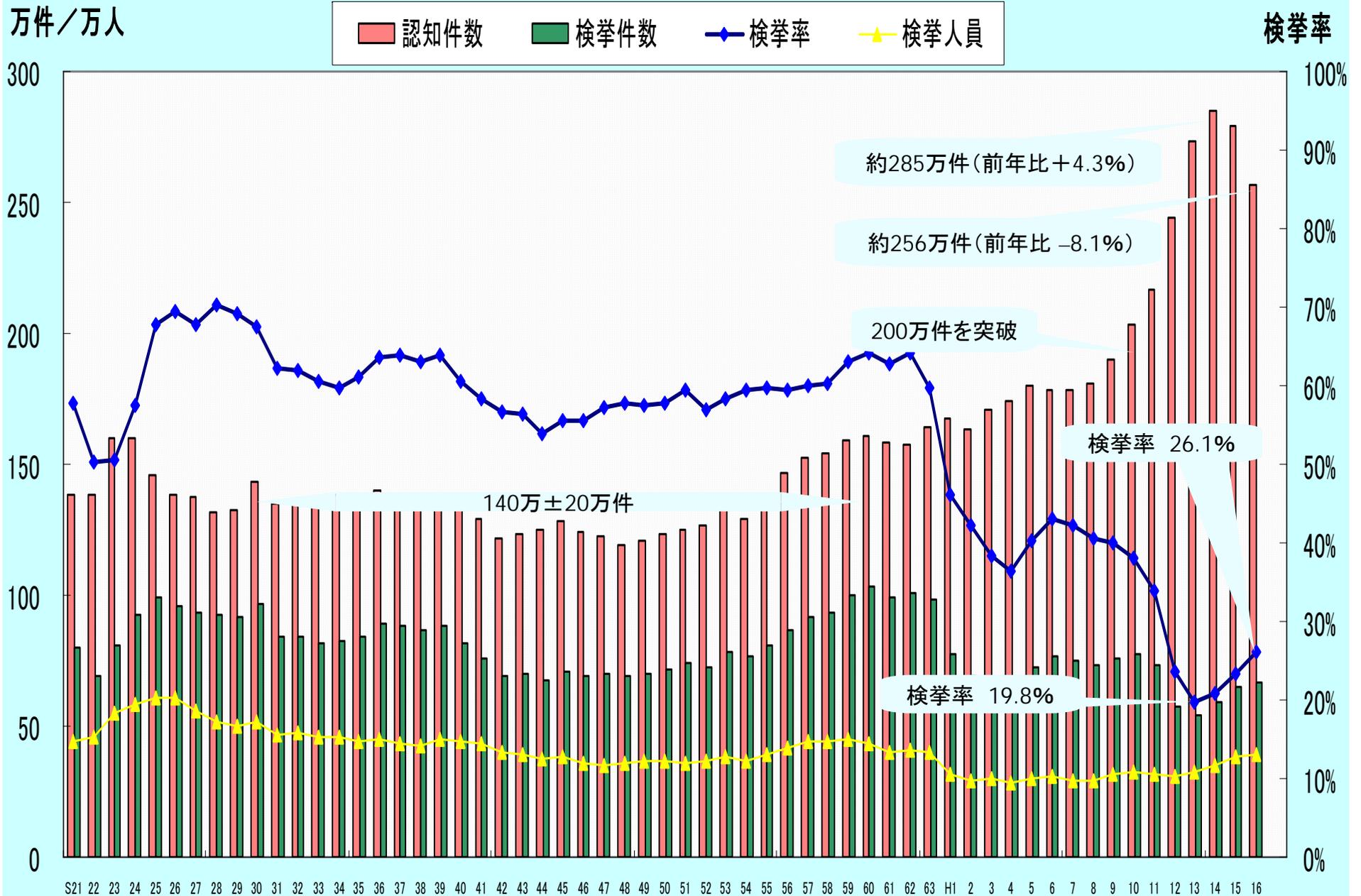
平成17年12月6日

第1回 未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議

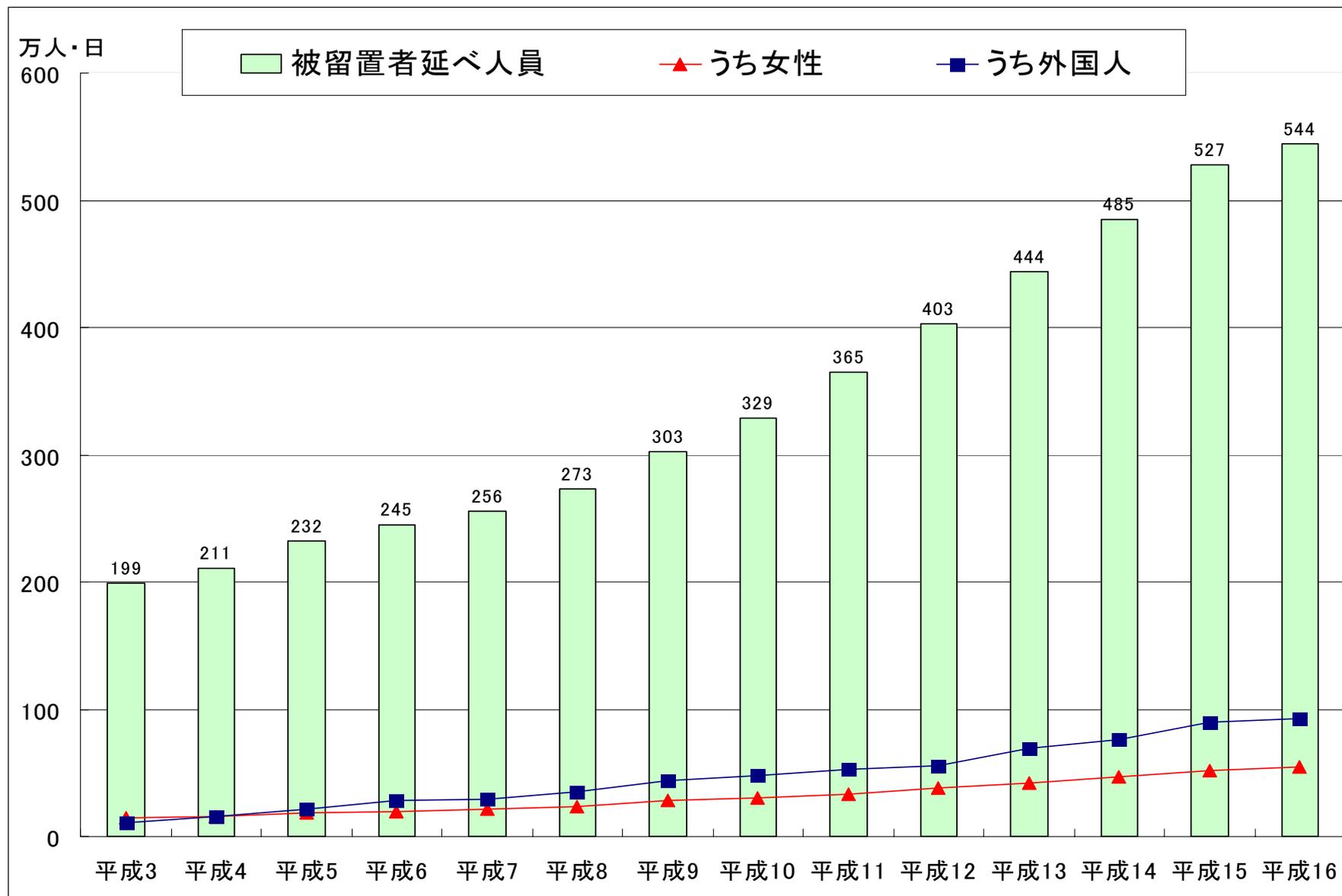
配布資料

警察庁

# 1 刑法犯認知件数・検挙件数・検挙率・検挙人員の推移(昭和21年～平成16年)

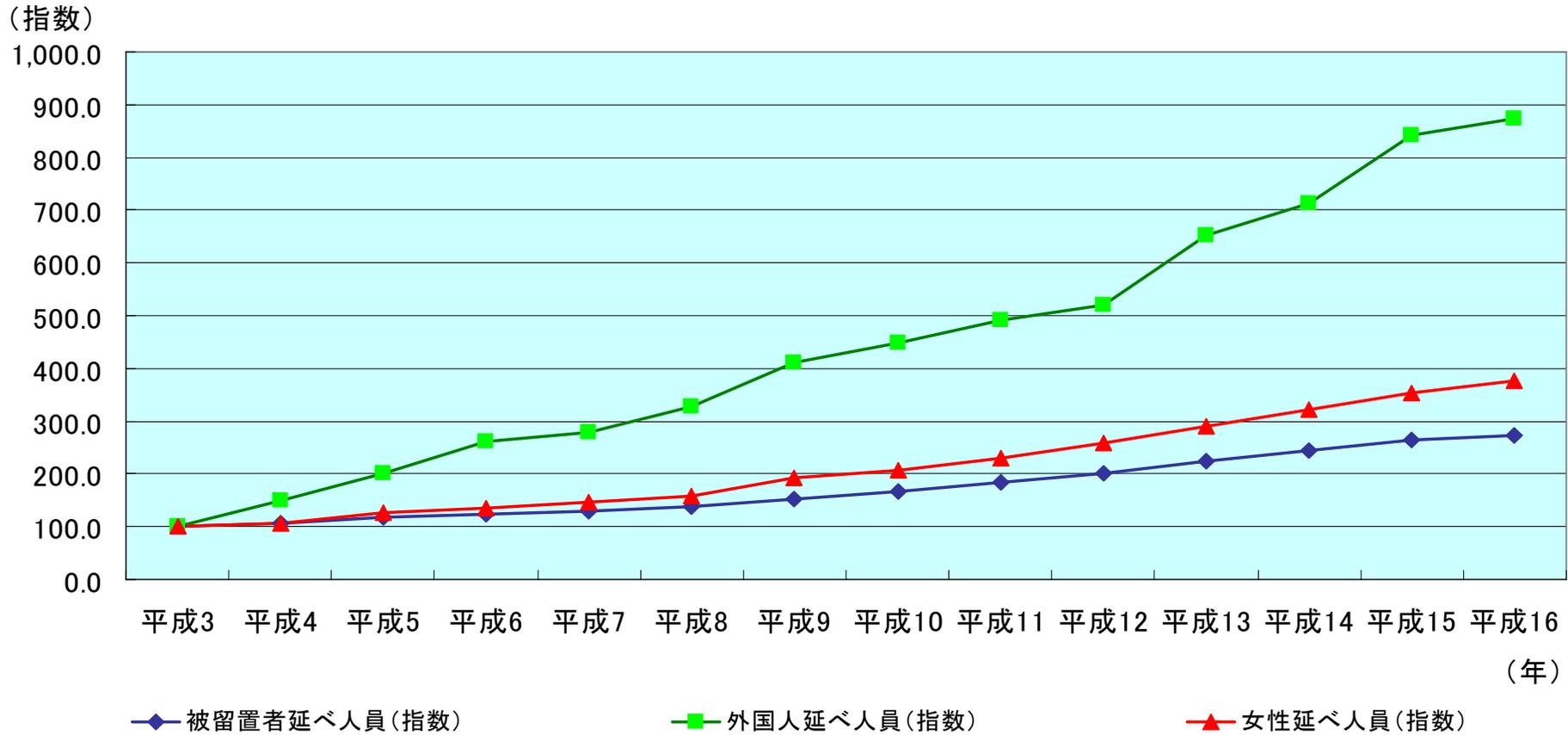


## 2 被留置者延べ人員の推移(平成3年～平成16年)



平成16年の延べ人員は、平成3年の約2.7倍に増加

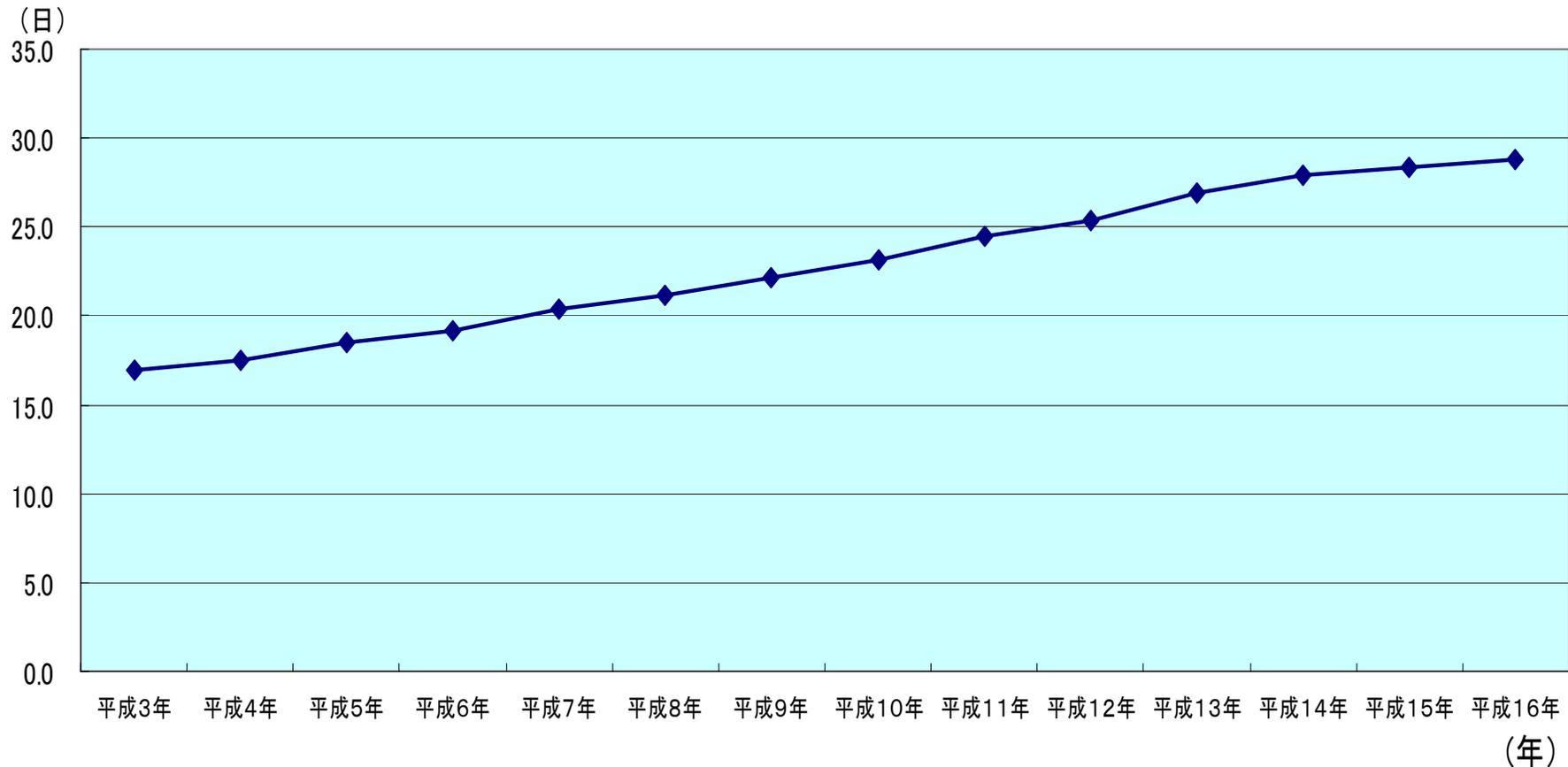
### 3 被留置者延べ人員(指数)の推移(平成3年～平成16年)



	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16
被留置者延べ人員(指数)	100.0	106.0	116.5	123.2	128.6	137.4	152.2	165.4	183.5	202.5	223.3	243.8	265.1	273.5
外国人延べ人員(指数)	100.0	148.3	200.7	261.2	278.7	326.5	412.0	449.0	492.5	519.4	651.4	714.0	843.2	873.5
女性延べ人員(指数)	100.0	106.9	126.0	133.8	145.5	159.2	193.6	207.3	229.1	258.5	290.2	323.2	352.9	376.4

処遇に特に配慮を要する外国人(約8.7倍)、女性(約3.8倍)が急増

## 4 平均留置日数の推移(平成3年～平成16年)

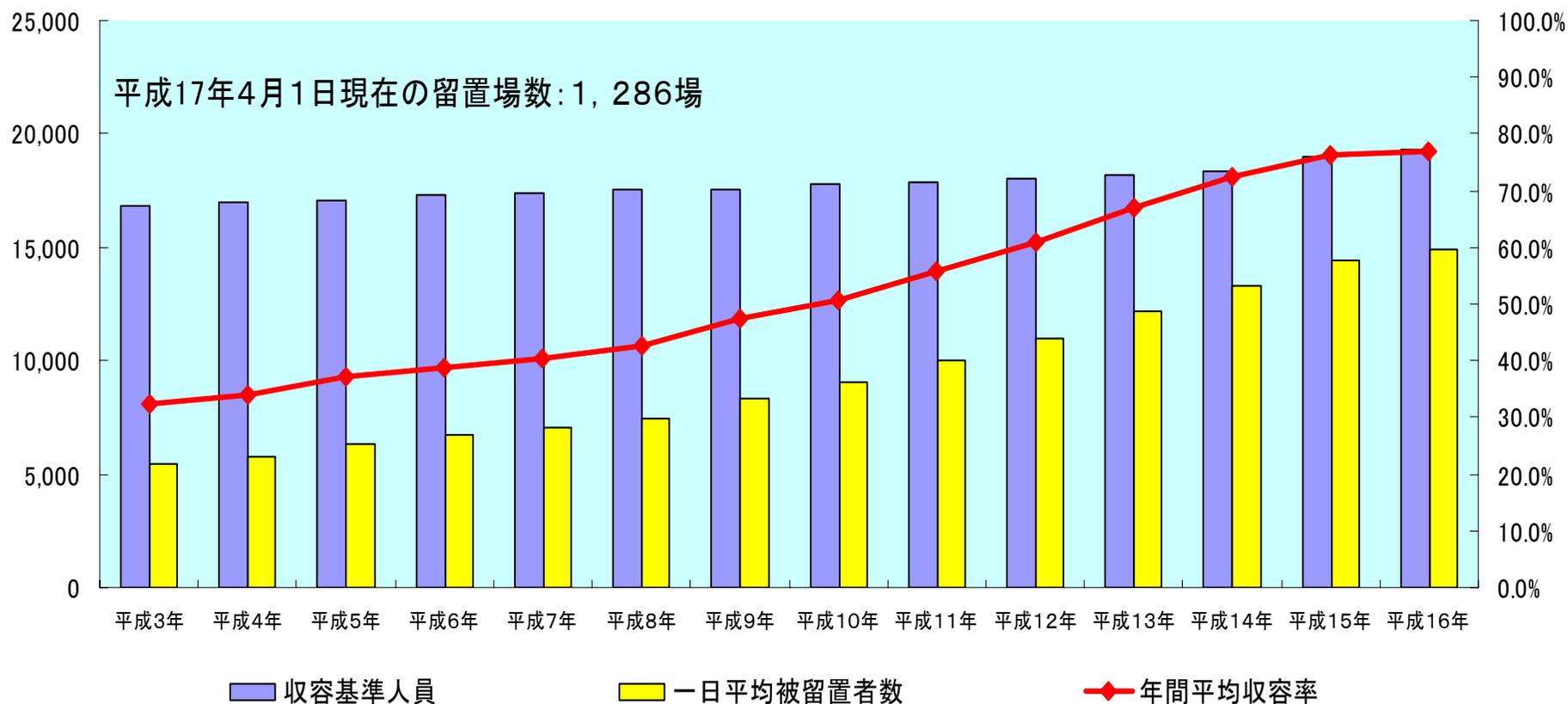


	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
(日)	17.0	17.5	18.5	19.2	20.4	21.1	22.1	23.2	24.5	25.4	26.9	27.9	28.4	28.8
(指数)	100	103	109	113	120	124	130	136	144	149	158	164	167	169

平均留置日数が長くなっている原因としては、

- ①犯罪の広域化、複雑・多様化や来日外国人犯罪の増加により捜査が長期化し、それに伴い留置期間も長期化したこと
- ②拘置所等行刑施設の収容人員が増加したことにより、これらへの移監が停滞していること が考えられる。

## 5 留置場における被留置者の収容状況(平成3年～平成16年)

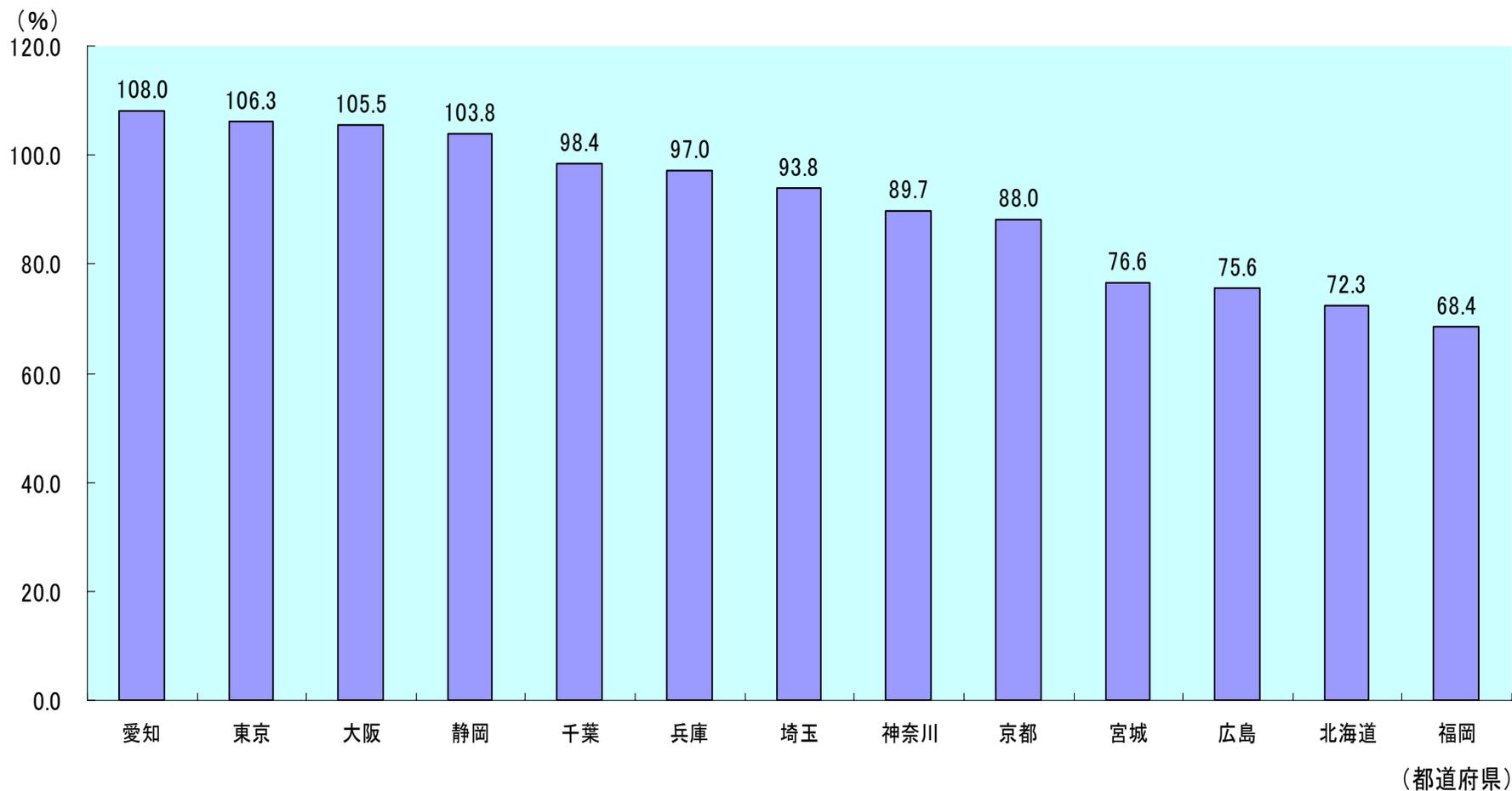


	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
収容基準人員	16,821	16,994	17,105	17,307	17,405	17,559	17,536	17,759	17,888	18,061	18,171	18,316	18,967	19,312
一日平均被留置者数	5,451	5,762	6,351	6,716	7,012	7,469	8,296	9,017	10,002	11,007	12,172	13,292	14,449	14,867
年間平均収容率	32.4%	33.9%	37.1%	38.8%	40.3%	42.5%	47.3%	50.8%	55.9%	60.9%	67.0%	72.6%	76.2%	77.0%

※平成3年を100とした平成16年の指数

収容基準人員 114.8    一日平均被留置者数 272.7

## 6 大規模県の収容率(平成17年5月20日現在)

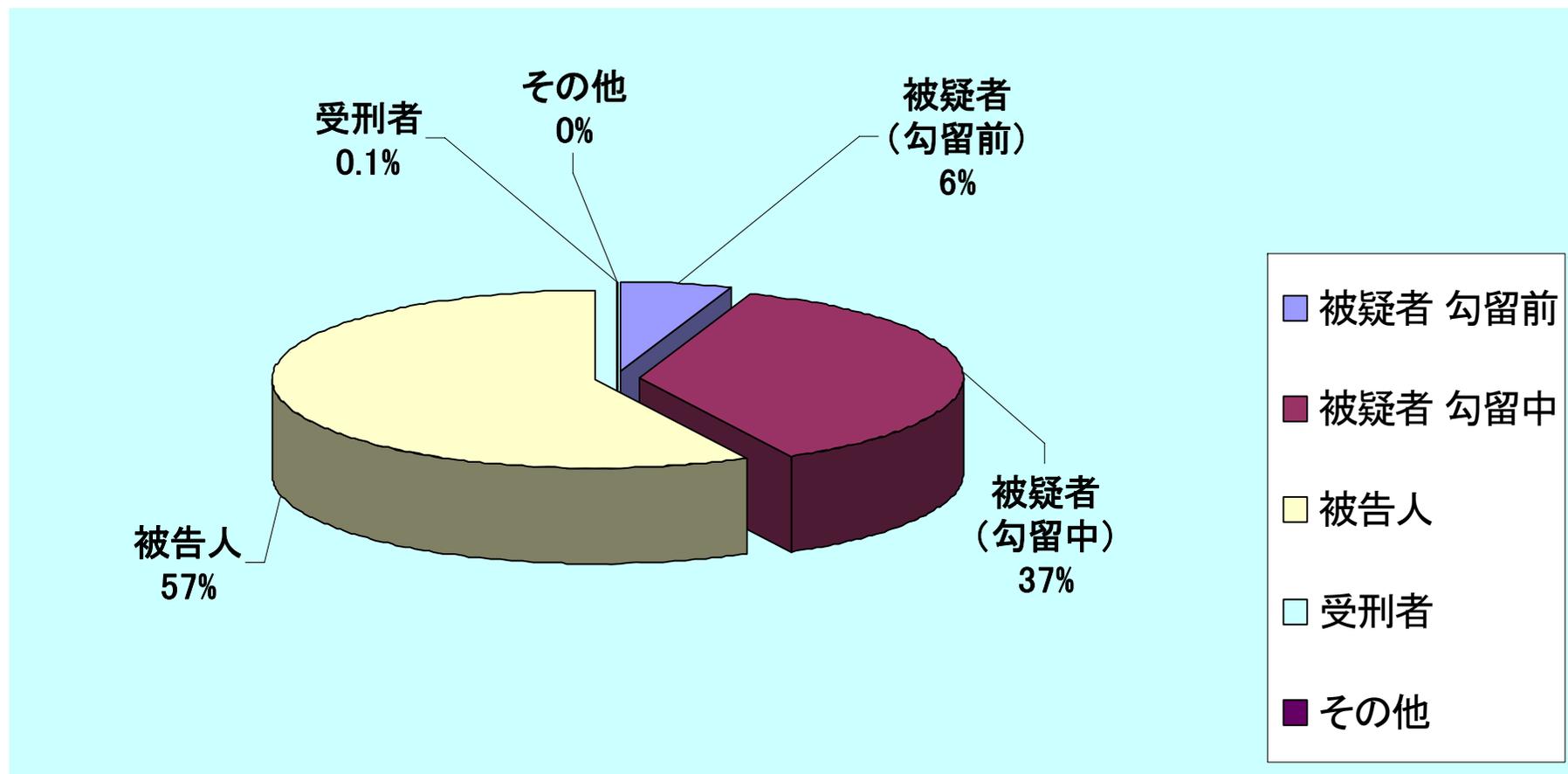


	愛知	東京	大阪	静岡	千葉	兵庫	埼玉	神奈川	京都	宮城	広島	北海道	福岡
収容率	108.0	106.3	105.5	103.8	98.4	97.0	93.8	89.7	88.0	76.6	75.6	72.3	68.4

※大規模県とは、都、道、府及び政令指定都市を含む県を言う。

※北海道の欄は、札幌方面本部の数字を示す。

## 7 被留置者延べ人員の身分別割合(平成16年)



	被疑者		被告人	受刑者	その他	計
	勾留前	勾留中				
人数	307,567	1,992,484	3,134,508	6,620	207	5,441,386
割合	5.7%	36.6%	57.6%	0.1%	0.0%	100.0%

起訴後、移監待機中の被留置者は、全国平均で、被留置者(実人員)のおおむね2割

## 8 代用刑事施設制度

監獄法1条3項(刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ收容等ニ関スル法律2条)  
警察官署ニ附属スル留置場ハ之ヲ刑事施設ニ代用スルコトヲ得

### 実務上の運用

- 代用刑事施設には、主として、捜査を終了していない起訴前の被勾留者を收容。
- 捜査が終了した被告人は、順次、拘置所に移監するという運用。

## 9 被疑者勾留場所の条件

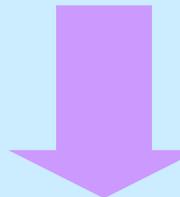
適正かつ迅速な捜査を行うために必要な被疑者の勾留場所は、

- 捜査機関との近接性
- 取調室等の施設設備が十分に整備されていること

の2つの条件を充たしていることが不可欠。



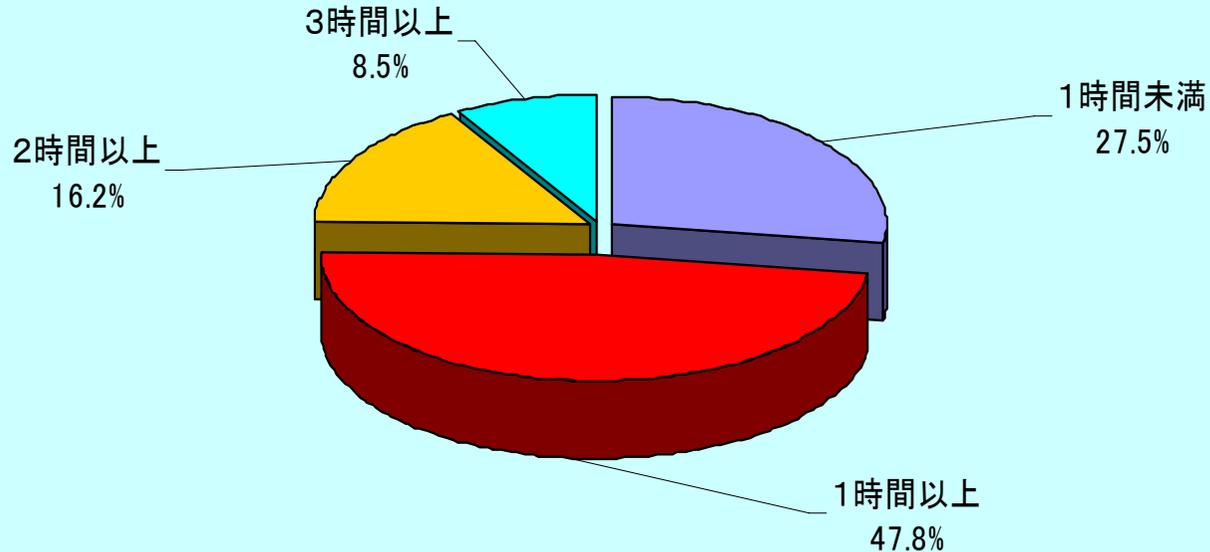
これらの条件を充たす施設は警察留置施設だけ。



したがって、代用刑事施設は不可欠。

# 10 被疑者の勾留場所は捜査機関との近接性が不可欠

警察署等から最寄りの拘置所までの往復所要時間



被疑者を拘置所に勾留する場合を想定すると、拘置所まで往復1時間以上約72%、2時間以上約25%



捜査の迅速な進行に大きな支障を生ずる

往復所要時間	警察署等の数	割合
1時間未満	352	27.5%
1時間以上	611	47.8%
2時間以上	207	16.2%
3時間以上	108	8.5%
合計	1,278	100%

11 取調室等の施設・設備が十分に整備されているのは警察留置場

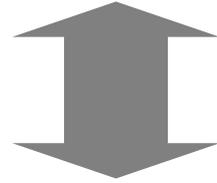
警察留置場	刑事施設
<p>取調室総数： 約10,000室</p> <p>うち 面通し設備を 備えた取調室 約2,800室</p> <p>(平成17年9月1日現在)</p>	<p>取調室： 約660室</p> <p>うち 面通し設備を 備えた取調室 なし</p>

## 12 刑事訴訟法の運用

刑事訴訟法の運用において、勾留場所の指定に関し、  
拘置所と代用刑事施設との間に原則・例外の違いはなし

- 被勾留者を勾留すべき場所は、裁判官が刑事手続の円滑な進行その他の要素を総合的に考慮して、その裁量により決すべきものとされている。
- 実務上、いわゆる特捜事件等の被疑者を除くほとんどの被疑者について、その勾留場所は警察留置場。

## 13 「代用監獄は国際的に例を見ない制度であり、廃止すべきである」との見解



### 警察庁の見解

被勾留者は捜査の客体であるところ、国際比較の点においては、諸外国では

- ① 我が国と異なり、予審判事又は検察官が捜査の主たる担い手であること。
- ② 捜査機関に許容される時間制限等、刑事手続の主要な部分が我が国と全く異なること。
- ③ 刑事司法制度の運用についても「精密司法」とも言われる我が国と全く異なること。



未決拘禁者の収容に係る制度のみを外国と単純に比較できるものではない。

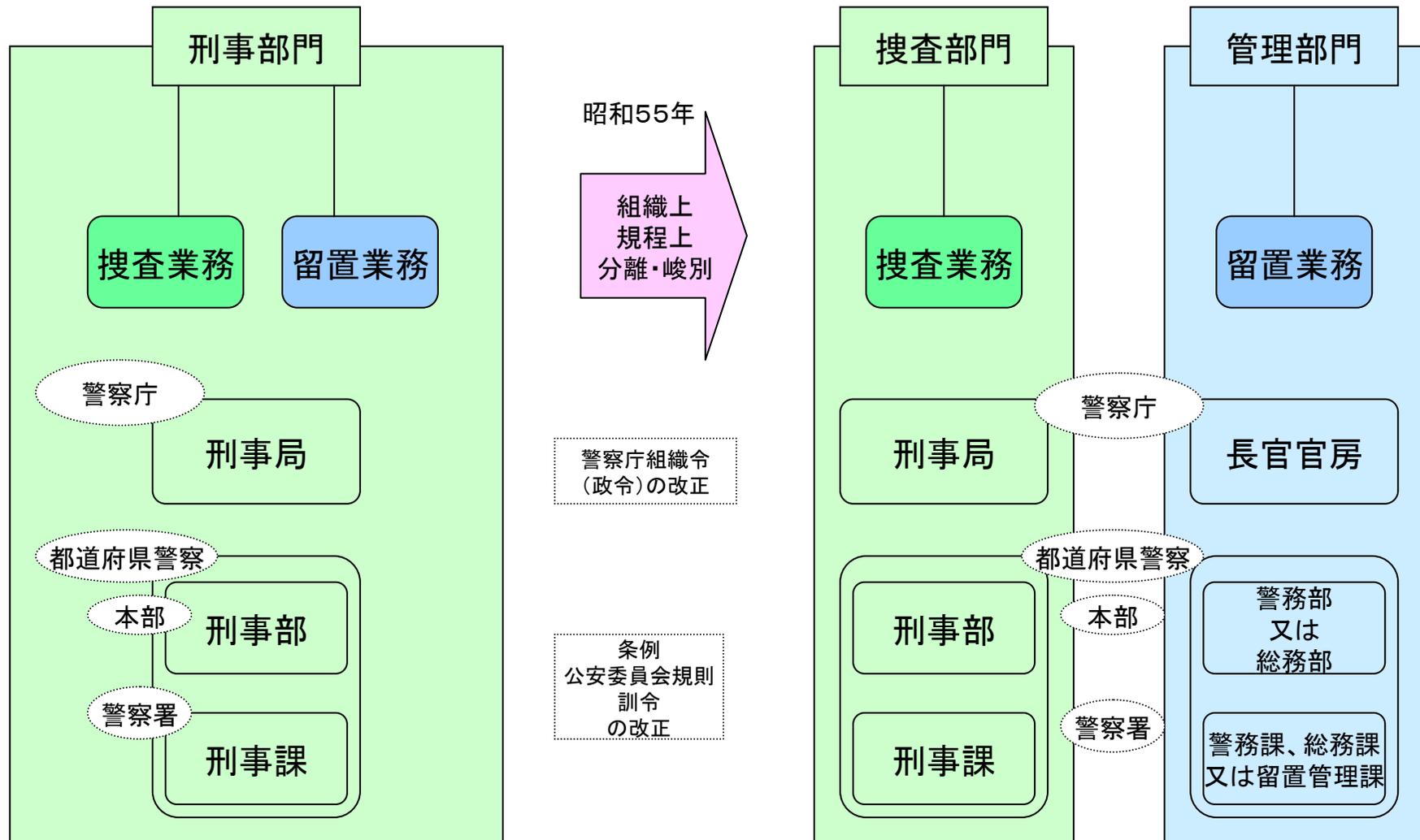
## 14 犯罪捜査に係る身柄拘束時間の比較

日本	【逮捕】 72時間
	【勾留】 20日
ドイツ	【勾留】 6ヶ月（重大事件等では1年を超える勾留が可能）
フランス	【警察留置】（予備捜査段階を含む関係者（被疑者及び参考人）の無令状拘束） 24時間（検事正の書面による許可により24時間の延長が可能）
	【逮捕】 24時間（検事正の書面による許可により24時間の延長が可能）
	【予審】（罪種により最大期間の長短がある） 軽罪 原則として4ヶ月 重罪 原則として1年（いずれも延長可能）
オーストリア	【仮勾留】 48時間
	【正式勾留】 罪証隠滅のおそれを理由とする場合 2ヶ月 逃走又は再犯のおそれを理由とする場合 6ヶ月（この場合、事件の難しさ、捜査規模の大きさ等により延長可能）

# 15 「代用監獄はえん罪と人権侵害の温床である」との見解



## 警察における捜査と留置の分離・峻別



## 16 いわゆる代用監獄を廃止する方法として、「全国に拘置所を新增設し、拘置所の収容力を増強すべき」との見解



### 警察庁の見解

- 拘置所は、被疑者の勾留場所に関する2つの条件
  - ① 捜査機関との近接性
  - ② 取調室等の設備が十分に整備されていることを充たしていない。
  
- これらの条件を充たす刑事施設を新たに整備するのは、適切な立地場所の確保、施設整備のための財政的な負担を考えると、極めて困難。



これらの条件を充たす施設は警察留置場だけ。



現下の厳しい犯罪情勢等にかんがみて、代用刑事施設の廃止はもちろん、減らすこともできない。